第4号様式(捜索調書)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 捜索調書 | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  小野町長　氏名㊞  滞納処分のため下記のとおり捜索しました。この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納者 | 住(居)所 | |  | | | | | | | | | | |
| 氏名 | |  | | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | | | | 延滞金額 | | 備考 |
|  |  |  | |  | 円 | 円 | | | | 地方税法による金額 | 円 |  |
|  |  |  | |  |  |  | | | |  | |  |
|  |  |  | |  |  |  | | | |  | |  |
| 捜索した場所又は物 | | | |  | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |
| 捜索した日時 | | | | 年　　月　　日 | | | | 午  午 | 前  後  前  後 | 時　　分から  　　時　　分まで | | | |
| 備考 |  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
| 上記の捜索に立ち合い捜索調書謄本を受領しました。  　　　(　　　)　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | | | | | | | | | | |
| 捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。  　　　(　　　)　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | | | | | | | | | | |

備考　「滞納処分費」欄に掲げる金額はこの通知の作成の日までのものです。

記載要領

一　この調書は、国税徴収法第142条第1項または第2項の規定により滞納者又は第三者の物または住居その他の場所を捜索した場合に作成する。

二　「捜索した場所又は物」欄には、捜索を受けた者を明記するほか国税徴収法第143条第2項の規定により、夜間捜索をした場合には捜索した物または場所を必らず詳記し、たとえば「(滞納者宅の)営業用ホールおよびカウンターにある金銭登録器」等とし、夜間以外のときに捜索した場合には捜索した物または場所をできるだけ詳記する。

なお、金庫その他の物があるかどうかを調査した場合には場所を、金庫その他の物の内部については調査した場合にはその物の所在及び名称を記載する。

三　「備考」欄には、捜索の顛末、第三者宅または日没後捜索した理由等を必要に応じて記入する。

四　「土地の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。」の文言のある欄以下2欄の(　)内の記載要領は第3号様式の「差押調書」(動産、有価証券用)の記載要領三および四と同様である。

五　捜索に係る地方団体の徴収金について差押調書の謄本、差押書又は参加差押通知書がその捜索を受けた滞納者又は第三者に既に交付されている場合(例えば、既に差し押えた自動車等を占有しようとするとき、又は既に差し押えた動産等を搬出しようとするとき)は「滞納金額」欄の記載を省略することができる。この場合においては「備考」欄に「下記の財産を占有(搬出)した」と記載し、その下に既に何年何月何日第　号により交付した差押調書の謄本、差押書又は参加差押通知書に記載された滞納金額に係るものであることを明記する。